

令和7年度答申第11号  
令和8年1月14日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会  
会長 井川 信子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和7年1月24日付け松街区第179号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和6年10月7日付け公文書開示請求書により、「新松戸駅東側地区土地区画整理事業地区内の区画整理課事務所として買収した物件について（住所：松戸市幸谷725）

公金支出に係る土地面積とその買収価格及び建物床面積とその買収価格がわかるもの」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、令和6年10月18日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年11月5日付け審査請求書により、本件審査請求を行うとともに、同日付け意見書を提出した。
- (4) 審査請求人は、令和7年8月18日付け反論書を提出した。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

- (2) 本件審査請求の理由

ア 非開示にすることにより、市民の信頼を失う信用失墜行為に該当する。むしろこれらの行為が、市民に混乱を招く恐れがあり、今後の適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号には、該当しない。

イ アの根拠事例として、40年以上前から今日に至る、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業が挙げられる。

ウ 条例第1条の目的である「市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」ことに違反する行為である。

エ 「住所」、「氏名」、「印影」などの個人情報、求めているので、条例第7条第2号には、該当しない。

### 4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 本件処分の理由について

本件処分における非開示部分のうち、所有者氏名、住所、印影、図面作成者名・資格名称、調査者名については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであること及び市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから条例第7条第2号及び同条第6号に該当するため、売買代金、契約日、土地の表示、土地の引き渡し期限、実測図境界表示図、補償金額、立竹木調査票、立竹木配置図、動産調査票については市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから条例第7条第6号に該当するためにそれぞれ非開示としたものであり、このことについては、本件処分時にも同様の理由を示している。

イ 審査請求の理由に対する意見

(ア) 本件審査請求について審査請求人は、(開示を求めた情報を)非開示にすることにより、市民の信頼を失う信用失墜行為に該当する。今後の適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしたうえで、その根拠(事例)として、40年以上前から今日に至る、松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業が挙げられると述べているが、同区画整理事業における地権者の意向を踏まえると、第三者に対する無闇な情報開示により、むしろ市民の信用を失墜すること、また事業の適正な遂行に支障があることは明らかであり、審査請求人の主張は不当である。

この点について審査請求人は、自らの主張の根拠を「40年以上前から今日に至る松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業」と述べているが、これは単なる事業の名称にすぎず、このことをもって本件審査請求を正当とする審査請求人の主張はおよそ理解できない。

(イ) また審査請求人は、本件処分について、条例第1条の目的である「市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」ことに違反する行為であると述べているが、その根拠は何も語られておらず、審査請求人の一方的な主観にすぎない。

(ウ) さらに審査請求人は、「住所」、「氏名」、「印影」などの個人情報

求めていないために条例第7条第2号には該当しない旨を主張しているが、本件開示請求の対象たる公文書内には上記個人情報が含まれているのであるから、処分庁としては該当部分を非開示とする以上、理由を示す必要があり（条例第10条第1項）、審査請求人の主張は失当である。

## 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

- (1) 本件処分における非開示部分のうち、審査請求人が不服を申し立てているのは、土地売買契約書末尾に記載の「土地の表示」の内、「地積」「買収金額」、及び、補償契約書に記載の「補償金内訳表」の補償金額に係る部分であるが、処分庁は、これらについては、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから条例第7条第6号に該当すると主張している。

条例第7条第6号は、市の事務事業の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示としている。そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と公にすることにより生ずる支障とを比較衡量したうえ、公にすることの公益性を考慮しても、なお当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることをいう。そして、その比較衡量に際しては、事務事業情報にも対象となる市の機関等の事務事業ごとに様々なものがあり、また、当該情報の開示による市民への影響等にも差があるため、市の機関等における適正な事務事業遂行の確保の必要性等及び保護すべき市民の権利利益を害する相当の蓋然性について、個別の事務事業事案に応じ、具体的かつ慎重に検討する必要がある。そして、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度についても、単なる可能性又は抽象的なものでは足りず、当該事業の適正な遂行に支障が生ずることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

- (2) 土地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設を整備し、土地の利用価値を高め、都市の将来像を形作る重要な役割を果たす事業である。そして、事業の施行においては、整備に必要となる建物の移転・除却や、土地の減歩・再配置（換地処分）などが行われることから、土地の所有権などの財産権に制限を課すこととなり、また当該区域の住民については建物の移転等が発生し、補償内容などによって個人の生活や事業に大きく影響を与えるものである。このような事業の性質からすると、権利者の意向を無

視して事業を進めることはできず、権利者の協力が不可欠であって、多様な意見や利害関係を有する権利者・住民らと協力し合意形成を図りながら事業を進めていく必要がある。土地区画整理事業は、公共の利益と個人の財産権という二つの重要な要素のバランスを取りながら進める必要がある、極めてデリケートな調整が必要な事業である。

当審査会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、かかる性質を有する土地区画整理事業においては、些細なことであっても権利者の信頼を損ねる可能性があり、本件において非開示となっている部分は、権利者にかかわる土地・建物の場所、状態、金額等の内容が記載されており、それらが公開されてしまうと、一部の権利者が施行者である市に対して不信感を抱き、その結果、事業の遂行に反対するおそれが認められ、多数の権利者の協力が必要な土地区画整理事業においては、たとえ一部の権利者が翻意し事業の遂行に反対した場合であっても事業全体の継続が困難になることが認められると主張し、処分庁の主張には合理性が認められる。

- (3) 本件において開示の対象となっているのは、松戸市が新松戸駅東側地区土地区画整理事業地区内の区画整理事務所として買収した物件であるが、現在も進められている新松戸駅東側地区土地区画整理事業の一部である。非開示の対象となっている地積や買収・補償金額については、松戸市が事業における事務所として買収したものであるが、土地区画整理事業の一部をなしており、これらの地積情報や買収・補償金額を開示することにより、地権者の信頼を損ねるおそれがあるところであり、土地区画整理事業の特定の地権者に係る情報であっても、それを公開することにより、他の地権者らも自分の土地に関する情報が公開されるおそれを心配することにより、市に対する不信感を招きかねないことから、開示することにより、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が認められると主張し、処分庁の主張には合理性が認められる。したがって、地積情報、買収・補償金額に関する情報については、条例第7条第6号に該当し、非開示とした処分庁の判断は妥当である。

## 6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年 1月24日	諮問書の受理
令和 7年 8月20日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年10月 6日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年11月13日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年12月10日	第4回審査会（審議）
令和 8年 1月14日	第5回審査会（審議）